

5 この計画が目指すもの－こどもが人として大切にされ、安心して育ち、自分らしく生きられること(こどもの権利を守ること)－

長

これから、新しい計画について話し合っていきたいと思いますが、今日は、新しい計画の具体的な内容について話し合う前に、まず、この新しい計画が目指すもの、言いかえれば目標について話し合っていきたいと思います

C

どういことですか？

長

長野県の社会全体で、すべてのこどもが幸せに育っていくために、考えなければならないことや、取り組んでいくことはたくさんあります

里

そうですね

長

でも、これからみなさんといろいろな取組を考えていく前に、こうした取組がそもそも何を指すものなのかをはっきりさせておくことが必要だと思うのです

弁

たしかに、そういったものは必要かもしれませんね

Q

でも、今の計画には、そういったものはないのでですか？

施

基本方針として「こどもの最善の利益の実現」というものはありましたよね？

5-1 この計画が目指すもの(この計画の目標)

新しい計画を考えていくに当たって、まず、この計画が目指すもの、言い換えれば、この計画の目標とすることを決めていきます。

その上で、その目指すもの(目標)に向けた様々な取組を考えていくことになります。

さて、現在の計画では、計画が目指すものとして、「こどもの最善の利益の実現」を基本方針としてきました。

この「こどもの最善の利益」は、こどもの権利条約(児童の権利に関する条約)の第3条で定められているものであり、こどもの権利条約における基本的な考え方の1つとされています。

「こどもの最善の利益」とは、こどもに関係することを決めて、行うときにはこどもにとって最もよいことは何かを考えて行わなければならないということです。

もちろん、「こどもの最善の利益」は重要な考え方で、こどものための取組を進めていくために考えなければならないものですが、今回、新しい計画を作っていくに当たっては、それも含めたより大きい、あるいは根本的なものを目指していきたいと考えています。

それは「こどもの権利を守る」(保障する、確保する、実現する)ということです。

しかし「こどもの権利」やそれを「守る」とはどういうことでしょうか？

ここでは、そのことも含めて、この計画が目指す「こどもの権利を守る」ということについて、説明していきます。

長

確かに今の計画でも、子どもにとって最もよいことが行われる(子どもの最善の利益の実現)を基本方針としていました

C

それは、新しい計画が目指すものにしないのですか？

長

新しい計画では、少し見直したいと思っています

里

どういことですか？

長

もちろん「子どもの最善の利益の実現」は大切なことではありますが、「子どもの最善の利益の実現」よりも大きいものを目指すようにできないかと考えているのです

弁

それは何でしょうか？

長

少し難しい言葉になりますが、「子どもの権利を守ること」です

施

でも、それは、今の計画の基本目標の1つではありませんでしたか？

長

たしかにあるのですが、その内容は「子どもの意見をきくこと」となっていて、それは大切ではありますが、「子どもの権利」の一部に過ぎません
そして、「子どもの最善の利益」も「子どもの権利」の一部なのです

施

国連の「子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)」のことを考えていますね

5-2 こどもの権利の歴史

5-1 において、新しい計画が目指すものとして、「こどもの権利を守る」ということを掲げました。

この「こどもの権利」という考え方ですが、国際社会では第2次世界大戦後から、その大切さが認識されるようになってきたといわれています。

その後、国連において 1979 年(昭和 54 年)ころから、こどもの基本的人権全体をまとめて守るための枠組み作りが本格化し、1989 年(平成元年)11 月の第 44 回国連総会において「こどもの権利条約(児童の権利に関する条約)」が採択され、1990 年(平成2年)に発効しました。

日本では、1994 年(平成6年)に国として条約に同意(批准)しました。

ところで、児童福祉法は 1947 年(昭和 22 年)に制定されました。

しかし、その当時は、第2次世界大戦後で国内が混乱していた時期であり、多くの戦災孤児や浮浪児がいることにどのように対応するかということから法律が考えられたため、こどもの「権利」を守るという考え方がなく、こどもは守り育てる対象であるとして、法律上も位置づけられていました。

その後、児童福祉法は時代に合わせながら何度も改正されてきましたが、こどもの「権利」という言葉は 2016 年(平成 28 年)に改正されるまで法律に入ってきませんでした。

もちろん、2016 年(平成 28 年)に改正される以前から、法律の解釈として、こどもに「権利」があることは認められていましたが、これではこどもに「権利」があることがはっきりしていないという指摘もなされてきました。

そして、2016 年(平成 28 年)に児童福祉法が改正されたとき、「こどもの権利条約(児童の権利に関する条約)」を批准したことも意識し、第1条を改正し、児童福祉の原理として、すべてのこどもには権利がある(こどもは権利の主体である)ということが明記されました。

さらに、2022 年(令和4年)には、こどものための様々な法律やそれに基づく国や県・市町村等の取組(施策)の基本となる法律として、「こども基本法」が制定され、2023 年(令和5年)4月には、国にすべてのこども施策の中心となる「こども家庭庁」が設置されました。

上記の「こども基本法」は、日本国憲法とこどもの権利条約(児童の権利に関する条約)の考え方に基づいて、すべてのこどもの権利が守られ、将来にわたって幸せな生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進することを目的に制定されています。

長

そのとおりです

学

たしかに、こどものための取組を考えるのであれば、
それが、広い意味をもった「こどもの権利を守る」ための取組であるか
ということを考えなければいけないと思いますね

A

ところで、「こどもの権利」って何ですか？

里

それなら、弁護士さんに聞くのがよいと思います

弁

そうですね…

まず、「権利」という言葉は、なかなか難しい言葉ですが、
少しわかりやすくいえば、「あたりまえに求めることができるもの」という
ことができるでしょうか

学

「あたりまえに」というところが大事ですね

弁

「〇〇すれば」とか「〇〇であれば」というような条件なしに「求めること
ができる」ということです

学

そして、こうした「権利」は「おとな」だけのものではなく、「こども」にも同
じようにあるということが「こどもの権利」の基本的な考え方です

長

弁護士さん、学者さん、ありがとうございます

B

それでは、「こどもの権利」とは、具体的にはどういうものですか？

【図表 5-1: こどもの権利に関する歴史】

1948 年	国連で「世界人権宣言」採択 「すべての人は平等であり、同じ権利をもつ」と宣言
1959 年	国連で「児童の権利に関する宣言」採択 「こどもはこどもとしての権利をもつ」と宣言
1979 年	国際児童年 世界中の人がこどもの権利について考える機会になったといわれる
1989 年	国連総会にて「こどもの権利条約（児童の権利に関する条約）」採択（1990 年発効）
1994 年	日本で「こどもの権利条約（児童の権利に関する条約）」批准
2016 年	児童福祉法改正 すべてのこどもに権利があることが明記された
2022 年	こども基本法制定（2023 年 4 月施行） こども施策を社会全体で総合的・強力に実施するための包括的な基本法として制定

参考 こども基本法 第1条

この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

先ほど※施設さんが言ってくれた、「子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)」のなかでは、いろいろな権利が定められています

※45 ページのことです

A

どんな「権利」があるのですか？

学

いろいろな権利がありますが、例えば、このようなものがあります

- 子どもにとって最もよいことを(子どもの最善の利益)
- 生きる権利・育つ権利
- 家族関係が守られる権利
- 表現の自由
- 生活水準の確保
- 教育を受ける権利

施

「休み、遊ぶ権利」というものもあります

C

そんなものもあるんですね

弁

子どもは、やがておとなになりますが、安心して成長していくために、子どもを育てたり、サポートしたりするおとなによるきちんとした「心配り」なども必要になります

学

「子どもの権利」には、こうした幅広い意味が含まれています

O

「子どもの最善の利益」や「意見を表す権利」も「子どもの権利」の一部だということですね

5-3 子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)について

子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)は、全部で 54 条(特に子どもの権利について定めているのは第1部の第1条～第 41 条)あります。

世界中の子どもたちが、人間らしく幸せに生活し、もって生まれた可能性を伸ばしながら育っていくために、守られるべき子どもの権利について定められています。

「子どもの権利条約」の持つ意義は、子どもが「弱くておとなから守られる存在」として、おとなから守られる受動的な対象であるだけでなく、能動的な主体として「ひとりの人としての権利(人権)を持っている」という考え方へ転換させたことです。

ところで、人権は、義務と引き換えに与えられるものではなく、また、何かをしないと取り上げられるものでもありません。

それは、おとなにとってもだけでなく、子どもにとっても同じことです。

それと同時に、子どもはおとなへの成長過程にあるため、適切な保護・養育や配慮が必要という、子どもならではの権利も定めているというのが、子どもの権利条約の特徴であるといえます。

つまり、こうした「子どもの権利」を守らなければならない(守る義務がある)のは、おとな(保護者や国・県・市町村を含む「おとな」)なのです。

条約にある内容(条文)は、以下の4つの基本的な考え方に基づいて作られており、それぞれ条文にも書かれているものです。

- ① 差別のないこと(差別の禁止)(第2条)
- ② 子どもにとって最もよいことを(子どもの最善の利益)(第3条)
- ③ 命を守られ成長できること(生命、生存及び発達に対する権利)(第6条)
- ④ 子どもが子ども自身に関わる事柄について意見を言い、それがおとなに考慮されること(子どもの意見の尊重)(第 12 条)

長

はい
そして、「こどもの権利」の内容を見ていくと、
「生きる権利・育つ権利」のような、生きていくために必要とされる基礎
的な権利や基本となる権利から、
「表現の自由」のようなより高いレベルの権利まであります

Q

たしかにいろいろな権利がありますね
こうしたものが含まれた「こどもの権利」を守ることなのですね

P

そして、このことを新しい計画の目標としていきたいということでしたね

長

そのとおりです

里

こどものための計画であることを考えれば、
「こどもの権利を守る」ことを目指すということについては、それでよい
のではないかと思います

A

お話は、だいたいわかって、それでよい気はするのですが、
もう少しわかりやすい言い方ができないですか？

弁

たしかに「こどもの権利を守る」だけでは、わかりにくいかもしれません
ね

学

ここまでの話のまとめると
「こどもが人として大切にされ、安心して育ち、自分らしく生きられるこ
と」
というのはいかがでしょうか？

5-4 こどもの権利を守るとは？

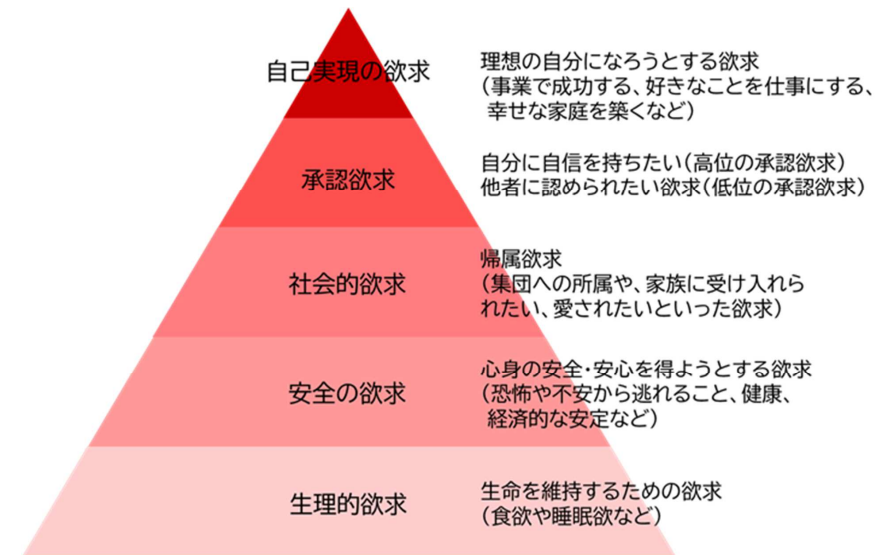
こどもの権利条約では、様々な権利が定められています。主なものをいくつか挙げると、

- 生きる権利・育つ権利(第6条)
- 名前・国籍・家族関係が守られる権利(第8条)
- 自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利(第12条)
- 表現の自由(第13条)
- 生活水準の確保(第27条)
- 教育を受ける権利(第28条)
- 休み、遊ぶ権利(第31条)

こうしたものを見たとき、こどもの権利には「生きる権利」や「生活水準の確保」といった生存や安全
に関わる、生きる上で必要不可欠な基礎的な権利から、「表現の自由」といった、主体性の発揮や自己
実現といったより高次のことに関わるような権利まで包括的に定められていることがわかります。

ところで、アブラハム・マズロー(1908-1970)によれば、人間の欲求には5段階があり、人間は下位
の欲求から満たされていくとされています。

【図表 5-2:マズローの欲求5段階説】



(ここでは晩年に提唱したとされる6段階目の「自己超越欲求」は除いています)

長

なるほど、こういうことでしょうか

- こどもが人として大切にされ…「権利」はおとなにもこどもにも同じようにあり、こどものための取組は「こどもにとって最もよいこと」であること、
- 安心して育ち…生きる権利や育つなどの基本となる権利を守り、
- 自分らしく生きられること…安心して育つことをベースとして、表現の自由のような高いレベルの権利までを実現していく

弁

たしかに、それであればわかりやすいかもしれませんね

B

私も、そうした目標であれば、わかりやすいように思います

Q

私もそう思いました

長

それでは、これから考える新しい計画の目指すところ(目標)については「こどもが人として大切にされ、安心して育ち、自分らしく生きられること(こどもの権利を守ること)」ということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか

里

それでよいと思います

A

私も、よいと思いました

長

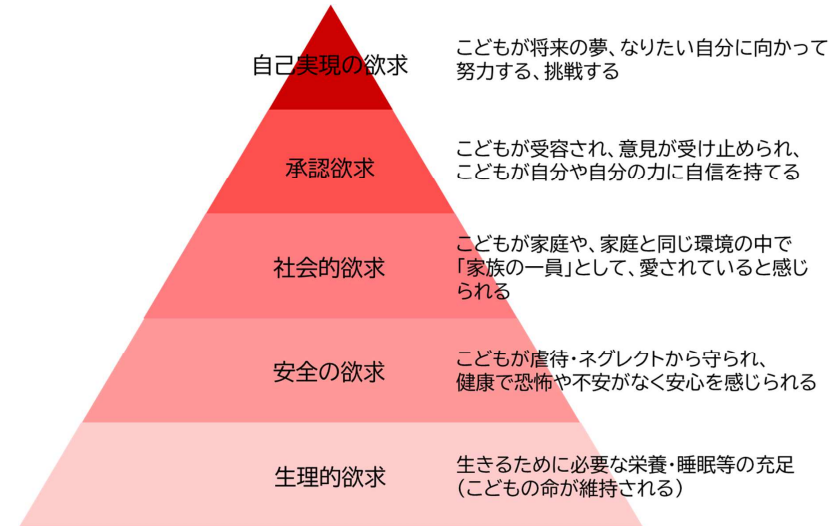
みなさん、ありがとうございます

長

新しい計画が目指すもの(目標)が決まったところで、今日の話し合いはここまでにしたいと思います

もちろん、マズローの5段階欲求説には、科学的な正当性がない、すべての人や社会においてに共通する原理ではない(すべての人が5段階要求を順番にたどるわけではない)などの多くの批判もあるわけですが、この説を踏まえながら、こどもに関わる具体的な取組などを当てはめてみると、次のようなモデルを示すことができると考えられます。

【図表 5-3:マズローの5段階欲求説とこどもに関わる取組等との関連づけ】



こどもの権利を守るということについて、このマズローの5段階欲求説を踏まえると、それは、ひとりの人として、命を守るという低位の生理的欲求から、なりたいたい自分になる(自分らしく生きる)という高位の自己実現の欲求までを満たすことを保障することと考えることができます。

少しわかりやすい表現をするとすれば、「こどもの権利を守る」とは、「こどもが人として大切にされ(こどもはおとなと同じ権利の主体であり、こどもの最善の利益を考慮しなければならない)、安心して育ち(生理的欲求から承認欲求を満たせるような環境で育てられる)、自分らしく生きられるようにする(自己実現の欲求を持ちながら成長する)」ことを保障することであると考えます。

こうしたことから、今回の新しい計画では、その目指すところ(計画の目標)を「こどもの権利を守る」、言い換えると「こどもが人として大切にされ、安心して育ち、自分らしく生きられること」にしました。

この新しい計画での取組を通じて、それぞれのこども(及び家庭)をサポートするとき、また、こうしたこどもをサポートするための仕組みを考えて作っていくときの目標(言い換えれば「ビジョン」として、社会的養育に関わる人たちが、常に念頭においておく必要があるものと考えているところです。

学

ところで、次は、何を話し合うのですか？

C

新しい計画が目指すもの(目標)が決まったので
それに向けての取組を考えていくということですか？

長

はい

ただ、その前に、この新しい計画でこれから考えていく取組に共通する基本的な考え方(計画の理念)を決めておきたいと思っています

P

取組に共通する基本的な考え方(計画の理念)？

長

それについても、次の機会にお話ししていきましょう

P

わかりました

(参考)長野県社会福祉審議会児童福祉専門分科会における議論

長野県社会福祉審議会児童福祉専門分科会において、計画の基本的な考え方(計画の理念)について審議した際、当初示したのは、この後(6-(1)と6-(2))で出てくる

- ① こどもができるだけ「家庭で家族の一員として」育つこと
(家庭養育優先原則)
- ② こどもが「自分をずっと支え、つながっていてくれるおとなとの関係」のなかで育つこと
(パーマネンシー保障)

の2つでした。

この2つは、こども家庭庁が発出した「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」にも明記されているものです。

上記の分科会においては、「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」を踏まえた計画の基本的な考え方(計画の理念)を示したわけですが、分科会の審議において、「こどもの権利を守る」ということがこの計画の全体を貫くもう1つの軸であるという意見が出されました。

確かに、「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」には、「こどもの権利を守ること」が計画の基本的な考え方(計画の理念)であるとは書かれていません。

しかし、平成28年の児童福祉法の改正により、第1条において、こどもが「権利の主体」であることが明確にされたことを踏まえて、現在の計画は作られています。

そうすると、「こどもの権利を守る」ということは、こどものための取組を考えるに当たっては、それぞれの取組に共通する基本的な考え方(計画の理念)とするよりも、この計画が目指すもの(目標)とすることが妥当であると考えられます。

現在の計画では「こどもの最善の利益の実現」を基本方針としていたところですが、こうした分科会での議論なども踏まえ、今回の新しい計画では、基本方針を目標として設定しなおし、その目標も「こどもの最善の利益の実現」を含んだ「こどもの権利を守ること」にしました。